

あり、一刀をさして水に入、死蛇に繩をつけて引あげしより、後世に至りて此里の盲人は、一刀を帶すと云へり、二三十年前、彼社の大楠一枝折れしに、其木の中に大の雁股なる矢の根あり、凡股の一方八九寸計りもありて、中子ふとく尺餘も有なんと見し神人の傳へし、爲朝の矢を楠に射とめられしといふは、正しく是なるべしとて、祠に藏したりとなん、其時見侍りし長崎の人物、語せしかば、便りにこゝに筆す、

〔警幻書〕寺社御奉行松平和泉守殿江指出候書付之寫

延寶貳寅年、地神經之山に入の時、於江戶、香坂殿願口上書、金山坊返答書、并岩船殿香坂殿并遣答付紙、從御公儀被仰渡之書付之寫、香坂口上之覺、

一西國筋、取分九州ニ多罷在候、竈祓の盲目、是を地神經座頭とも申、又は三座頭上座頭とも申候、讚部經、地神經と申候得共、ほきにふしを付琵琶に乗竈を拂申候、裝束は直垂の様成ものに紋所を付著用仕候、中にも頭分の者は、十德の様成者を著用仕候、又國官途と申候て、其國其所にて乍居おのれ、が類參加はり、官途仕候事、

一右の盲目共、根本は、此方仲ケ間より出たるものとは聞へ候得共、耽と仕たる證文無御座候故、古今其分にて差置申候、乍去、寛永十九年、肥前の國に於て、彼者共奢候、仍而御方仲ケ間の者と異論を起し、公事に及び候所、彼者共非儀に落申候に付、其所之檢按山野下知を以、地神經の頭分、金剛院并申持と申盲目兩人、死罪に申付候得共、何の宗門より、何の斷も無御座候得共、又寛文年中、に周防長門にて、かの盲目共、此方仲ケ間の禮を以、往來可仕由、何用違亂申に付、奉行被申候者、其方にも慥成系圖候哉、出候得と被申付候得共、系圖に似たる物も無御座候に付、右之違亂申棟梁を、大膳殿御領分の島江御流候に付、殘る者共、皆此方仲ケ間の下知に隨ひ申候、此節も何方よりも何斷も無御座候、然ども他門にあらざる處、分明に御座候歟、